

第1章 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

◇ 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の「やさしさに満ちたまちづくり」の基本的な考え方に、「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」とされています。

また、本計画では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すことを基本的な考え方としています。

しかしながら、障がい者等を取り巻く社会環境は、依然として誤解や偏見、無関心、差別、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ない、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がい者等が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる地域社会の推進を図る必要があります。

市では、これまでも登別市障害者福祉関係団体連絡協議会（以下「障団連」という。）や社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）などの関係団体・機関と連携を図りながら、広報のぼりべつ等による啓発をはじめ、障がい者等や関係団体が市民と交流する「ふれあいフェスティバル」「障害者週間記念事業」などの各種行事を支援してきました。

今後も、市民が障がいに対する理解を深め、共に生きる心をもてるよう、さまざまな機会をとらえて啓発や交流活動を推進する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。

●目標 1：障がいへの理解の促進（人事・行政管理 G、障害福祉 G）

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現を目指すとともに、障がいに対する誤解や偏見、差別をなくすため、市民に対して障がいに関する正しい知識や合理的配慮の必要性などの普及啓発を行います。

また、研修会等により市職員の障がい者等とのコミュニケーション能力の向上を図ります。

●目標 2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉 G）

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

※ 「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

●目標 3：障がいに関する行事の実施と啓発（障害福祉 G）

「ふれあいフェスティバル」や「障害者週間記念事業」などの行事を障団連や関係機関との連携で継続的に実施するとともに、障がいへの理解を啓発することにより、障がいに関する市民の理解の向上を図ります。

◇ 施策の確保のための方策

(1) 障がい者等への理解の促進を図るため、市民に対する正しい知識の普及啓発を行います。

- ・ 「広報のぼりべつ」「社協だより」「福祉マップ」等による啓発
- ・ 心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進

(2) 登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりの推進に努めます。

(3) 障がい者等への理解を深めるために行う事業を障がい者団体や関係機関と連携して継続的に実施します。

- ・ ふれあいフェスティバルの実施
- ・ 文化作品展の実施
- ・ 障害者週間記念事業の実施

※ 障害者週間は、障害者基本法により「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。」とされており、その期間は毎年12月3日から9日までの1週間です。登別市では、障団連がその趣旨にのっとり、記念事業を実施しています。

2. ユニバーサルデザインの普及啓発

◇ 現状と課題

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインの製品や、誰にでも同じサービスが提供されることが必要とされています。

このため、「できるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及啓発することが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等だけでなくすべての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及するため、事業者への啓発に努めます。

●目標1 事業者や市民に対し、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

